

皇族費の各宮家別内訳（令和3年度）

（単位：千円）

区 分	独立の生計を 営む親王及び 親王妃	独立の生計を 営む親王の妃	独立の生計を 営まない親王 及び内親王 (成年)	独立の生計を 営まない親王 及び内親王 (未成年)	独立の生計を 営まない 王及び女王 (成年)	計
	定 額 (法第6条第3項 第1号, 第2号 但書)	定額×1/2 (法第6条第3項 第2号)	定額×3/10 (法第6条第3項 第4号但書)	定額×1/10 (法第6条第3項 第4号)	定額×3/10× 7/10 (法第6条第3項 第5号)	
お一方当 たり年額	30,500	15,250	9,150	3,050	6,405	
秋篠宮家	91,500 ※	15,250	(お2方) 18,300	3,050	-	128,100
常陸宮家	30,500	15,250	-	-	-	45,750
三笠宮家	30,500	-	-	-	-	30,500
	-	15,250	-	-	(お2方) 12,810	28,060
高円宮家	30,500	-	-	-	6,405	36,905
合 計	183,000	45,750	18,300	3,050	19,215	269,315

※文仁親王殿下の皇族費について

30,500千円×3 = 91,500千円